

令和2年度補正CEV補助事業の内、経済産業省事業の申請書提出期限の前倒しについて

【経済産業省補正事業、環境省補正事業共通】

- ・2020年12月21日から2021年3月31日に車両登録等を行い、申請要件を満たしている場合、5月31日（消印有効）が申請期限となっております。申請期限を過ぎた場合受付できませんので、お気を付けください。

【経済産業省補正事業】

- ・4月1日以降、車両登録等を行い、申請要件を満たしている場合、9月末までを受付期間としていましたが、車両と外部給電器・V2H充放電設備と同時購入が要件となる経済産業省補正事業については、大変多くの申請をいただいております。5月31日（月）（消印有効）までを受付とさせていただきます。
- ・5月31日（月）（消印）分を含めそれまでの間で予算不足が発生した場合は、予算不足が発生した日の前日（消印有効）までの申請を「受付」として扱い、終了いたします（予算不足発生の日及び翌日以降の消印の申請は受付できません）。
- ・申請要件を満たしていない申請や不備のある申請、不正の疑いがある申請などは申請書を提出いただいても受付不受理となり、補助金交付とならないケースもございますのでご容赦下さい。申請書類の確認には時間を要しますので6月以降にご連絡することとなります。必ず申請要件を満たしているか、書類等に不備がないかご確認の上、申請ください。また、センターへのお問い合わせが更に多くなることが想定されますが、お問い合わせいただく前に、申請要件などについて、募集要領や「よくあるお問い合わせ」などを確認いただけますと幸いです。

【環境省補正事業、令和3年度事業】

- ・環境省補正事業については、予算の状況によっては前倒しの可能性もありますが、引き続き9月30日（必着）までが受付期間となります。
- ・また、従来タイプの車両補助である令和3年度事業は、車両登録から原則1ヵ月、手続き等終わらない場合も例外として翌々月末日までの申請受付となっております。経済産業省補正事業の申請の他に、環境省補正事業または令和3年度事業への申請もあわせてご検討ください。

【5月末までの申請期限の方へ】

- ・2020年12月21日～2021年3月25日の期間に、外部給電器・V2H充放電設備の発注／工事着手し、5月末までに車両登録の上、補助金申請する予定だったものの、車両登録が何等かの都合で遅延し、5月末までに車両登録ができない場合は、速やかに販売店等にご相談いただき、車両登録と補助金申請が可能な時期を確認ください。補助金の申請方法について個別にご案内いたしますが、審査の結果、不備がある場合や申請要件を満たしていない場合は、通常の審査と同様、不交付となる可能性もありますので、ご注意下さい。